

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、洞爺湖及びオロフレ山など自然に恵まれ、壮瞥温泉地区（滝之町地区の一部）は、観光名所であり、さらには「支笏洞爺国立公園」内に位置し、国立公園第2種特別地域に指定されており保安林も多く、2000年には有珠山の噴火もありました。

本町の総面積は20,504haで、森林面積は13,590ha、総面積の66%を占めています。内訳は私有林面積7,255ha、国有林6,335haとなっています。そのうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は3,707haであり人工林率は27%となっています。年齢構成では、5～7年齢の林分が特に多く、偏った年齢構成となっています。

人工林については、未立木地、荒廃林地の解消はもとより、自然条件を考慮し、地域にあった造林を計画実施します。

また、総合的に優良天然林の育成、人工林の間伐、保育の適正な実施等森林の整備を地域ぐるみで計画的に推進するとともに、森林の育成培養に努め、特に林地生産力の高い地区は、大径材生産を指向します。

森林に対する社会的要請の高まりと、多様化に対応するためには、木材生産の安定と、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を高め、総合的かつ高度的に森林資源の活用及び整備を積極的に進めなければならない。特に噴火地域については山地災害防止について取り進めなければなりません。

森林の基本的方向は、地域における最大の生産をもたらす、三資源の土地、水、森の公共性を十分に認識して、合理的な利用を図る必要があります。

そのためには、町、森林組合、森林所有者が一体となり計画的な森林の整備及び保全を図るとともに、森林の現況、施業実績、さらには自然的、地域条件を考慮して行います。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。こうしたことから、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林と、木材等生産機能を重視した森林に区別するとともに、公益的機能の維持増進を図るべき森林を「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」のゾーンに区分し、それぞれ

れの区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努めるものとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復及び濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留め等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域に	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹

能 文化機能 生物多様性保全機能		またがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ 日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ① 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めるものとします。

- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。
- ③ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- (1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によるものとします。

##### ① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めるものとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

## ② 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下)とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適正な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

(2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

(4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとしします。

## 2 樹種別の立木の標準伐期齢

	樹種	標準伐期齢
人	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
工	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
林	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標と

して定めるものであり、森林施業計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 木材等生産林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討するものとします。

#### (2) その他伐採に関する留意事項

① 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

② 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等

c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

③ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定する等により、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

④ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一因とならないよう、十分に留意することとします。

⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌などの自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の 対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、 アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、 ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、 ハンノキ、ミズナラ、ヤマモミジ、スギ、 エゾヤマザクラ、その他郷土樹種	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ① 育成単層林を導入又は維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。
- b 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うものとします。
- c 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。
- d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な

森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。

植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【育成単層林】

単位 本/ha

区 分		樹 種			
		カラマツ	トドマツ	その他針	広葉樹
植 栽 本 数	密仕立て	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500
	中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
	疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月初旬～5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月中旬

② 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

壮瞥町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

壮瞥町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本/haであることから、



$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して原則5年以内に人工造林を行い更新を図るものとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

以上を踏まえ、本町における天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキなど	

なお、定められた樹種以外の樹種で更新を図ろうとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ① 天然更新の完了の判断基準

(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込まれる樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齡林(注3)にあつては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもつ

て、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対しての判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によるものとします。

（注1）高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}$$

（注5）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

## ② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6月～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

## （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させるものとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとします。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林のほか、早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林、水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の対象として定めます。

なお、天然更新が期待できない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況その他自然条件や、天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案するものとします。

なお、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

指定する森林の区分は次のとおりです。

森林の区域（林小班）	参 考
町内木材等生産林の人工林全域	別表3参照

### 4 森林法第10条の9第4の伐採の中止又は造林の命令の基準

- (1) 更新に係る対象樹種
  - ① 人工造林の場合  
1の(1)による。
  - ② 天然更新の場合  
2の(1)による。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数  
2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

### 5 その他必要な事項

- (1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意することとします。
- (2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

### 第3 間伐及び保育に関する基本的事項

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針を示します。

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	1 6	2 4	3 3	4 2	—	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年 標準伐期齢以上：9年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：500本/ha	1 8	2 5	3 2	3 9	4 6	選木方法 定性及び定量 間伐率：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年

注1) 「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意する。

#### 2 保育の作業種別の標準的な方法

##### (1) 下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

##### (2) 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

##### (3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年										
	植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹種	年										
	植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春								△		
	秋									△	
トドマツ	春								△		
	秋									△	

注1) カラマツには、グイマツ雑種F1を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

注2) ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

### 3 その他間伐及び保育の基準 特になし。

### 4 その他必要な事項

#### (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

## 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るた

めの施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

① 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 区域の設定

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

c 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を

提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

### (2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期の目安
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・32cm	中庸仕立て	60年

## 3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

### (1) 水資源保全ゾーン

#### ① 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定された森林について、別表1のとおり定めます。

## ② 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

## (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

### ① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められている水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

### ② 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

## (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

### ① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

### ② 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複



層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

## 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等並びに路網整備等と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

#### ① 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地 (30° ~)	架線系作業システム	15以上	15以上

注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワード等を活用。

注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

注3) 本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際を目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

#### ② 作業システム

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィン

ンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置するものとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	セッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバン チャー	スキッド【全木】	ハーベスタ・プロ	グラップルローダ
			セッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
《グラップルローダ》			(ハーベスタ)	
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	セッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェーンソー	スイングヤダ	チェーンソー	グラップルローダ
		【全幹集材】	ハーベスタ・プロ セッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

### ③ 路網整備等推進区域の設定

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
特になし					

## (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ① 基幹路網に関する事項

#### a 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### b 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

ア 一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

振興局	開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
胆振	該当なし									

イ 道有林

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
該当なし									

② 細部路網の整備に関する事項

a 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5 ha以下の森林を所有する小規模所有者が所有者数の95%、面積の56%と大半を占める。また、管内の一般民有林のうち、27%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、胆振西部森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の委託や林地流動化により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報

の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図ることとします。

また、共同化をより進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図ることとします。

### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進方向

当町の森林所有者には小規模な森林所有が多く、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による集落懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林法第10条の11の8第1項で規定される施業実施協定の締結の促進を

図り、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等について森林施業の共同化をより確実に進めます。

具体的には、森林所有者等への施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等の意欲ある林業事業体への施業の集約化を図るものとします。森林所有者の50パーセントに達する不在村森林所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとします。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業員、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする必要性があります。

共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業対等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して施業の実施方法をあらかじめ明確にする必要性があります。

共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にする必要性があります。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

### (1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

### (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の育成を図ることとします。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現 状 (参考)	将 来
伐 採	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材	林内作業車	林内作業車

集 材		小型集材機	フォワーダ 小型集材機 スイングヤーダ
造林 保育等	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機	
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

### (3) 林業機械化の促進方策

- ① 森林組合によるハーベスタ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等の森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）及び本町の策定した「壮瞥町地域材利用推進方針」（平成25年1月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

### 4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。

このため、定住拠点となる住宅、取付道路、上下水道等の社会資本整備等、生活環境の整備を推進することとします。

## III 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

#### (1) 森林病虫害の駆除又は予防の方針及び方法等

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害の蔓延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

## (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

## 2 鳥獣による森林被害対策の方法

(1) エゾシカ森林被害に対しては、忌避剤の散布や侵入防止柵、枝条巻きの設置のほか、森林内における効率的な捕獲技術の開発等、行政機関・学識者・関係団体・関係者等が連携し、総合的な対策を講ずることとします。

また、生息密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害のある林分又はそのおそれのある林分については、適切な防除を早期に行うよう努めるとともに、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。

(2) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、植栽地においてはネズミの住みかとなる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施するものとします。

(3) 市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、野生生物との共存に配慮し、効率的、合理的な森林の保護及び管理を推進します。

## 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消化器格納庫等の施設を設置するものとします。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

## 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当なし。

## (2) その他

① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止



対策に努めることとします。

- ② 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域の設定を設定するものとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定するものとします。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めるものとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないものとします。

- ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- ・森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ・既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地若しくは造成された森林

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし。

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし。

- 4 その他必要な事項  
該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽  
(2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法  
(3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  
(4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項  
特になし。

- 3 森林の総合利用の推進に関する事項  
該当なし。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

長流川は本町をはじめ下流の伊達市にも重要な役割を果たしています。このようなことから、下流の住民団体等に対しても「住民参加による林業体験活動」への参加を積極的に働きかけることとします。

(3) その他

青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年の森林づくり体験活動を進めます。

## 5 その他必要な事項

### (1) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし。

### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

#### ① 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

#### a 主伐の方法

(a) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとしします。

(b) 伐採方法は、次の3区分としします。

ア 伐採方法の指定なし（皆伐を含む）

イ 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

ウ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

#### b 伐採の限度

(a) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内としします。

(b) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

ア 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタール以下としします。

イ 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下としします。

ウ その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下としします。

(c) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(d) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとしします。

(e) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率としします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積

を伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4)とします。

c 特例

- (a) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (b) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。
- (c) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

d 間伐の方法及び限度

- (a) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (b) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

e 植栽の方法及び期間

- (a) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- (b) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

表1 特別地域内における制限

区 分	制限内容
特 別 保 護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特 別 地 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 ② 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。
	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることのできるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造

第 2 種 特別地域	<p>林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。</p> <p>① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。</p> <p>ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。</p> <p>② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p>
第 3 種 特別地域	<p>(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。</p>

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表2のとおりとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区 分	制限内容
その他の制限林	<p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。</p> <p>(3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。</p> <p>① 伐採面積が1ヘクタール未満のもの</p> <p>② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの</p> <p>(4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く。)においては禁伐とします。</p>

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法により間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林施業の技術普及及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】  
1 共通のゾーニング

区分	種類	森林の区域			
		林班	小班		
水源涵養林	水源涵養林	9	1-12.15-19.21.22.24-47.49-52.55-58.60.62.63.65-68.70-72.74.75.77-81.83-85.88-116 118-122.135.136		
		10	23.24.27-32.35-38.40.42.44-50.52-56.73.75.77.79.89.90.106.108-114.117-119.121-123.130. 147.148.150.151.155.156.158.162.167.176.181.187.190.193.194.197.199-201.203.213.214. 216.222-227.229.230.255-258		
		13	1-11.13-18.20.22.23.25-31.34-41.43-48.50.51.53-59.61-70		
		45	1-10.12-15.19-27.31-44.47.49.50.52-55.58-62.64-69		
		46	全域		
		47	全域		
		48	全域		
		49	全域		
		50	全域		
		53	16.21		
		61	5.23.24		
		67	6.7.9-17.19-21.23-27.30-34.37-45.47-51.53-59.62-74.76.78-81.85-91.93.95.101-107.109. 111.114.116-123		
	68	1.3.5-14.16.18-34.38.41.48.50.51.54.57.58.60-63.65.68-70.73.74.79			
	水資源保全 ゾーン	25	1.2.4-10.12.26.36		
山地災害 防止林	山地災害防止林	1	4.16-20.25.27.29.36		
		2	7.9-21.27.28.34.40.44.63-66.69.70.82.85.87-90		
		4	2-4.6.9.10.16.31.74.75.77.96.101.102.126.127.135-141		
		5	15.21.64.66.67		
		7	3.15.21.29.30.39.114.135		
		9	13.82.86.87		
		10	3.11.145.173.174.231.259		
		11	9.11.16.24.107.173.174.176.179.180.254.263-267		
		12	37.86.92.94.108-113		
		29	151.152.162-164		
		30	16.17.32.33		
		35	11-13		
		36	8.15-18.36.39.40.55.60		
		37	3.4.20		
		38	24		
		39	156		
		42	38		
		45	45.46		
		51	14.28.36.52.53		
		52	5		
		53	3-6.27		
54	1.4.5.17				
61	3.10.33.37-42				
64	51.58				
66	3.135-137				
67	60.61.75.77.94.97-99.108				
68	2.15.17.36.37.52.55.56.59.78.90.94.95				
保健レクリエーション機能／文化機能／生物多 様性保全機能	保健・文化機能等維持林	1	1-3.5-15.21-24.26.28.30-35		
		2	1-6.14.22-26.28-33.35-39.41-43.45-52.54-62.67.71-74.79-81.83.84.86.91-93		
		3	全域		
		4	1.5.7.8.11-15.17-30.32-45.47-64.66-71.78-88.90-95.97-100.103-114.116-125.128-133.142-146		
		5	2-5.23.24.27-29.44.59.60		
		7	36.56.72-75.78.79.81.85.86.104.132.134.146.147.149-151.154-163.169.176.177.179.180.184		
		9	14.23.61.69.117		
		10	2.4.5.125.126.184.219.238		
		13	21.32.33		
		36	59.62.63.70-73		
		62	47		
		68	53		
			生物多 様性 ゾーン	水辺林 タイプ	該当なし
				保護地域 タイプ	該当なし

区分	種類	森林の区域	
		林班	小班
木材等生産機能	木材等生産林	4	46.65.72.73.76.89.115.134
		5	1.6-14.16-20.22.25.26.30-42.45-58.61-63.65.68-74
		6	全域
		7	1.2.5-14.16-20.31-35.37.38.40-55.57-67.69-71.76.77.80.82-84.87-103.105 106.108-113.115.116.118-127.130.131.133.136-145.148.153.164-168.170-175.181-183
		8	全域
		10	1.6-10.12-22.41.43.57-59.61-72.74.76.78.80-88.91-105.107.115.116.120.124.127-129 131-144.146.149.152-154.157.159.160.163-166.168-172.175.177-180.182.183.185.186 188.189.192.195.196.198.205.207-212.215.220.221.228.232-237.239-254
		11	1-7.12.15.20-23.25.28-32.34-38.42-53.55-57.59-63.65-75.77.81.85-91.95-98.100-102 104-106.108-111.130-134.138-142.144-147.149-172.175.177.178.181-183.185.186.191 194.195.197-202.204.205.208-210.214-216.217.219.220.222-225.227.231.232.234-238 240-244.246-252.255.261.262
		12	1-5.8-12.14-18.21.23-30.32-34.36.38.39.41-49.51-54.56-60.63.65-67.70-75.77-84.87-91 93.95-103.105-107.114.115.116
		14	全域
		15	全域
		16	全域
		17	全域
		18	全域
		19	全域
		20	全域
		21	全域
		22	全域
		23	全域
		24	全域
		25	3.11.13-18.20-25.27-35.37-41
		27	全域
		28	全域
		29	1-3.5-7.13-16.20-28.30.31.33.35-41.43-47.49-51.57-59.63.65-67.70-73.75-98.101 104-110.113-121.123.124.126.127.130-137.147-150.153-161
		30	8-11.13.15.19.20.22.34.35.40.45.47.49-54.59-64.68-74.79-98.101-105.107-111.116-118 121.122.124.126.130-134
		31	全域
		32	全域
		33	全域
		34	全域
		35	1-10.14-16
		36	1-7.9.11.12.14.19-22.24-27.31-35.38.42-44.46-52.54.56.58.61.62.64.66.67.74.75
		37	1.2.5-19.21.28-33.35-42.44-49
		38	1-6.8-23.25-41.44.47-49.51-55.58.59.62.64-85.90-93.95-98.100.101
		39	3-6.8-11.13-17.20.23-26.28.29.32.33.35-37.40-45.48-53.55.60-62.64.80.81.83-93.98.100 107-109.111-121.123.125.126.128-130.132.134-141.143-148.150.151.155.157.160-163 165-170.172.173
		40	全域
		41	全域
		42	1.3-5.7.8.11-14.17.18.20-24.26-28.31.32.34.37.39-41.45.46.51.54.56.59.61.63-73.81.83-85 90-96.98
		43	全域
		44	全域
		51	2-13.15-27.29-35.37-51
		52	1-4.6.11-14.16.17.19-22.25-30.33.34.37-39.41.44-46.50-54.57-59.61-73
		53	1.2.7.8.12-14.17-20.22-26
		54	2.3.6.7.10.12-16.18.19
		55	全域
		56	全域
		57	全域
		58	全域
		59	全域
		60	全域
		61	1.2.4.6-9.11-22.26-32.34-36
		62	1-46.48-67
		63	全域
		64	1-23.25.26.28.32-38.41-43.45.47.48.50.52-57.61-79.81-92.94-108.111-113.115-119 121-124.126.128-136.139-146.150-155.160
		65	全域
		66	2.4-7.9-14.16.19.20.22.24.27-43.45.46.49-52.54.55.57-65.67.68.70-76.78-99.101-103 105-110.112-116.118-134.138-156



別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

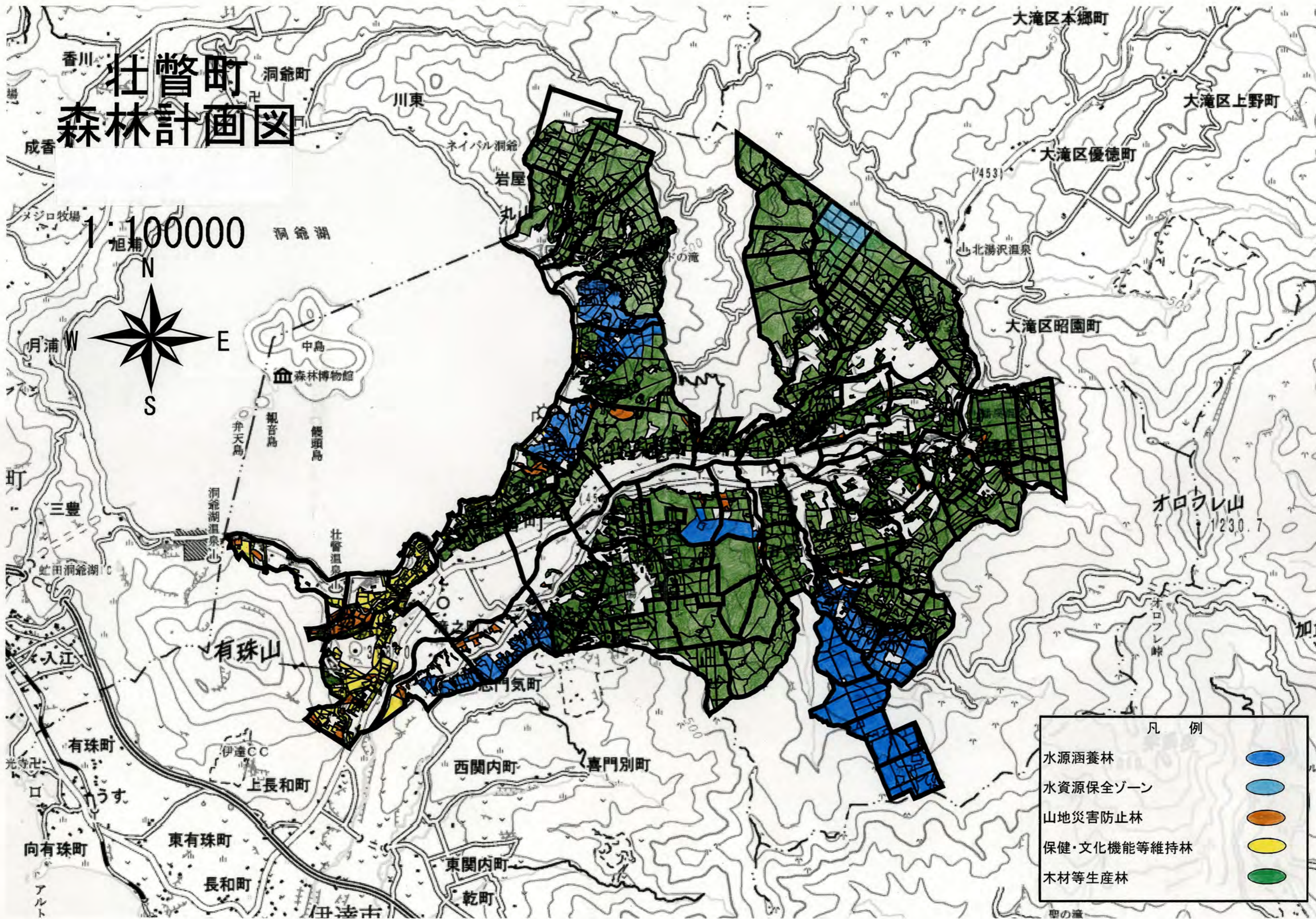
【一般民有林】




区分	施業の方法	主伐の実施基準	森林の区域		面積(ha)				
			林班	小班					
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)	伐期の延長を推進すべき森林	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:20ha以下	9	1-12.15-19.21.22.24-47.49-52.55-58.60.62.63.65-68.70-72.74.75.77-81 83-85.88-116.118-122.135.136	1107.38				
			10	23.24.27-32.35-38.40.42.44-50.52-56.73.75.77.79.89.90.106.108-114.117-119.121-123.130.147.148.150.151.155.156.158.162.167.176.181.187.190.193.194.197.199-201.203.213.214.216.222-227.229.230.255-258					
			13	1-11.13-18.20.22.23.25-31.34-41.43-48.50.51.53-59.61-70					
			45	1-10.12-15.19-27.31-44.47.49.50.52-55.58-62.64-69					
			46	全域					
			47	全域					
			48	全域					
			49	全域					
			50	全域					
			53	16.21					
			61	5.23.24					
			67	6.7.9-17.19-21.23-27.30-34.37-45.47-51.53-59.62-74.76.78-81.85-91.93 95.101-107.109.111.114.116-123					
			68	1.3.5-14.16.18-34.38.41.48.50.51.54.57.58.60-63.65.68-70.73.74.79					
				伐採面積の規模の縮小を行うべき森林		主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:10ha以下	25	1.2.4-10.12.26.36	60.20
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止林、保健・文化機能等維持林)	長伐期施業を推進すべき森林	主伐林齢:標準伐期齢の概ね2倍以上 皆伐面積:20ha以下	1	1-3.5-15.21-24.26.28.30-35	332.49				
			2	1-6.14.22-26.28-33.35-39.41-43.45-52.54-62.67.71-74.79-81.83.84.86.91-93					
			3	全域					
			4	1.5.7.8.11-15.17-30.32-45.47-64.66-71.78-88.90-95.97-100.103-114					
			5	116-125.128-133.142-146 2-5.23.24.27-29.44.59.60					
			7	36.56.72-75.78.79.81.85.86.104.132.134.146.147.149-151.154-163.169 176.177.179.180.184					
			9	14.23.61.67.69.117					
			10	2.4.5.125.126.184.219.238					
			13	21.32.33					
			36	59.62.63.70-73					
			62	47					
			68	53					
			複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:70%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する	1	4.16-20.25.27.29.36	141.52
							2	7.9-21.27.28.34.40.44.63-66.69.70.82.85.87-90	
4	2-4.6.9.10.16.31.74.75.77.96.101.102.126.127.135-141								
5	15.21.64.66.67								
7	3.15.21.29.30.39.114.135								
9	13.82.86.87								
10	3.11.145.173.174.231.259								
11	9.11.16.24.107.173.174.176.179.180.254.263-267								
12	37.86.92.94.108-113								
29	151.152.162-164								
30	16.17.32.33								
35	11-13								
36	8.15-18.36.39.40.55.60								
37	3.4.20								
38	24								
39	156								
42	38								
45	45.46								
53	3-6.27								
61	3.10.33.37-42								
64	51.58								
66	3.135-137								
67	60.61.75.77.94.97-99.108								
68	2.15.17.36.37.52.55.56.59.78.90.94.95								
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:30%以下 又は40%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する	該当なし						
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する。	該当なし						

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

4	46.72.73.89.115
5	1.6-10.13.14.16-20.22.25.26.30-33.37-43.45-46.48-50.62.65.68-73
6	1-6.8.9.11-13.15.17-19.21-25.27-29.35-37.39-42.44.46.52-57.59.60
7	1.2.5(1).6.10.13.16.18.19.22-24.27.31.32.37.38.42.44-47.55.61.63.65.66.69-71.76.82.84.88-90.92-95.97-103.105.106.108-111.113.115.116.118.119.122-124.136.142.144.171-173.182.183
8	1-10.107.108.110.114.116-118.121.126.130.131.134-137
10	1.7.9.13.16-20.43.58.61.63-68.74.78.83.84.87.92-96.98.103.105.107.115.116.120.124.129 131-133.136.137.139-144.146.149.152-154.157.159.160.163-166.168-172.180.182.185.186.188. 189.195.196.198.205.207-212.215.220.221.237.239-243.245.247.249.251
11	2.5-7.20-23.25.28.30.34-37.50.52.53.59-61.63.65.67.68.70-72.74.75.77.86.89.95-98.102.109.110.131. 142.144.145.147.149-157.159-166.168-171.175.177.181.182.185.194.195.197-200.204.205.209.210 214-216.219.220.222-225.227.231.232.234-238.240-244.246-252.255.261.262
12	1.3-5.9.12.14.15.17.23-26.28.29.34.36.38.39.42.44-49.52.53.56.57.59.60.63.65-67.71-75.77.78. 80-84.88-91.93.95-103.105-107.114.115.116
14	3.6.15.22.23.36-39.42.43.44.48.49.51.54.63-66.69-73.75-80.84.85.87.95.97.112.113
15	4.16.20.23.25.26.31.32.37.39-42.51.52.55.60.61.68.74.75.80-88.90-93.100.102-104.109.111-114 123-131.135.146.149.150
16	43.51-54.61.68.75.78.81.87.88.91-97.100.113.114
17	3.6.18.19.23.29.32.48-51.54.56
18	15.18.26.27.29.42.44.48.49
19	1.7.8.10-15
21	13
23	1.3.4.25.27.105.112.113
24	2.3.5.7.8.22.24.38.40.42.49.56.70.72.73.75.76.82.90.100.105
25	11.13.14.18.20-25.27.29.33-37.39.41
27	1.4-9.11.13.15.22-26
28	2.5.9.13.15.20.33.40.41.44.52.55.58.59.61-66.68-71
29	3.13-16.30.33.35.37-41.45.46.49.50.57.63.67.70.71.75-80.85.87.89-93.95.98.101.104-109.116.118 119.121(1).123.124.127.130-134.136.137.147-150.154.155.161
30	9.10.15.40.45.47.52-54.60.64.70-74.79.84.86.88.89.91.95.98.101.103.104.107.109.116-118.122.126 130.132-134
31	3.6.7.10.16-18.22.25.28.33.35.36.41.43.46-49.51-53.56.57.73-76.78.79.81.83.88.89.97-99.101.103 104.105.109-111.121-124.131-133.141
32	8.11.31.41.52.53.104.137.138.141.149.150.154.156-160.163-166.168
33	4.5.8.9.12-16.18.19.23.24.27.30.33.35.37.38.43-46.49-51.53.56-59.61-72.74-76.78.79
34	7.12.13.17.18.20.22.25.33-38
35	5.15.16
36	9.11.14.24.25.27.31.35.46.47.50.51.54.58.66.67.74.75
37	2.5.9.13.15.16.18.30-33.35.36.44.46.47.49
38	2-5.7.9.10.12.14-17.19.21-23.26.30.31.33.35.36.38.40.41.44.48.49.51-55.58.65.68.71.72.80.82.84.85.91 92.95-98.100
39	4-6.15.26.28.41.42.44.45.49.51.55.61.62.64.85.90-93.98.100.107-109.111-121.123.125.126. 128.129.132.135-138.140.141.144.148.150.165-169.173
40	12.14.19(1).20-22.24(1).25.27.28.30-32.34.39.45.46.50-52.54.58.61.72.79.90.105-108.113.117.119 123.124.130.148.149.151.154
41	1.3.7.16.18.34-36.43.45.46.48-51.54.63.66-68.71.76-79.89.92.93
42	5.20.22.27.31.40.41.45.46.51.59.63-68.70.90.95
43	2-4.6.11.23-25.29.32.34.35
44	5.6.18.24.25.30.34.35
51	2-7.15.22.23.25.29.31.37-39.41.44.45.49-51
52	2-4.6.11.14.16.19-21.26-30.33.34.38.39.45.50-53.57.61.62.64.65.67.71-73
53	17.19.20.23-26
54	3.6.13-19
56	2-7.15.17.20.22
57	2-4.7-10.12-14.17.20
58	14
60	12.14.15.23.26.27.30.31.33.34
61	1.7-9.13.19(1).25-32.34
62	5.6.11.13.14.16-20.25.28.35.40.44.48-50.52.54.55.60.62
63	2.7.8.11.13-15.18.19.21-23.26-28.30.33-35.38.39.46.51.54-56.58.60.63.65-68.70.72.74.75.77.81-83 85-89.91.94-96
64	3.4.10.15.16.19-23.25.32.33.35.37.38.43.45.47.48.50.54-57.59-64.66.68.71.74.77.78.81.83.84.89-92 94.96.100.102.106.113.115-119.123.124.128.129.131.133.136.140-146.151.152.155
65	17.18.20.21.52
66	2.4.6.7.12.13.20.24.27.31.34.36.38-40.42.45.49-52.63.67.68.70.71.75.76.78-81.83.84.86-90.92-99. 101.105.106.108-110.112.114.115.121-124.127-134.148.149.153-156

# 壮瞥町 森林計画図



凡 例	
水源涵養林	
水資源保全ゾーン	
山地災害防止林	
保健・文化機能等維持林	
木材等生産林	